

## 宮城県特用林産施設等体制整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 県は、特用林産物生産者の生産再開を支援するため、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日の本震及び平成23年4月7日の余震を含む）に起因する地震及び津波による被災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染の影響を受けた生産施設の体制整備等に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において宮城県特用林産施設等体制整備事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することにより、生産体制の再構築を図り被災地域での生産再開をもって地域を復興することを目的とする。

### (交付対象事業等)

第2 本補助金の交付対象となる経費、事業実施主体及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

- 第3 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
  - (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
  - (3) 生産資材の購入については見積書
  - (4) 交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）に係る収支予算書又はこれに代わる書類
  - (5) 県税納税証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。）
  - (6) 暴力団排除に関する誓約書
  - (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1)によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号による事業着手報告書を知事あてに提出するものとする。

(事業完了報告)

第6 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、当該事業完了年度内に第7の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 工事の施工等にあつては、出来高設計書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件当りの取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間)とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第12 事業実施主体は、第11の期間において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第13 この要綱により知事に提出する書類は、原則として事業を所轄する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

(附 則)

1 この要綱は、平成24年12月25日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。

(附 則)

1 この要綱は、平成25年6月14日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年5月26日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成29年4月21日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

別表

メニュー	実施主体	対象経費	国の補助率
<p>【きのこ等の生産力増強対策】</p> <p>①特用林産施設整備</p>	<p>森林組合，生産森林組合，森林組合連合会，農業協同組合，農業協同組合連合会，農事組合法人，林業者等の組織する団体，地方公共団体等の出資する法人，県知事が林野庁長官と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）</p>	<p>国実施要領の別表2（第1関係）に定められている経費</p>	<p>1 事業費の1/2以内 ただし，菌床栽培については，東日本大震災の影響により生産を休止していた実施主体が生産を再開する場合又は原木栽培から菌床栽培に切り替える場合に限る。</p> <p>2 附帯事務費については，事務費の1/2以内</p>
<p>②生産資材の導入</p>			<p>1 事業費の1/2以内 ただし，菌床栽培については，東日本大震災の影響により生産を休止していた実施主体が生産を再開する場合又は原木栽培から菌床栽培に切り替える場合を除き事業費の1/3以内</p> <p>2 附帯事務費については，事務費の1/2以内</p>
<p>【放射性物質防除対策】</p> <p>①放射性物質の防除対策（放射性物質測定機器の導入を除く。）</p>	<p>森林組合，生産森林組合，森林組合連合会，農業協同組合，農業協同組合連合会，農事組合法人，林業者等の組織する団体，地方公共団体等の出資する法人，特認団体</p>		<p>1 事業費の1/2以内</p> <p>2 附帯事務費については，事務費の1/2以内</p>
<p>②放射性物質の防除対策（放射性物質測定機器の導入）</p>	<p>地方公共団体</p>		